

八幡平市におけるコミュニティ・スクールの取組について

八幡平市教育委員会

1 コミュニティ・スクール導入の経緯と見通し

- 平成 29 年度「コミュニティ・スクール導入等促進事業」に応募し、研究実践校 2 校を指定。
- 平成 30 年度に、研究実践校 2 校（寄木小、安代小）に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなる。
- 平成 31 年度より、西根第一中学校区の 3 校（西根第一中、平館小、寺田小）及び西根中の計 4 校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなる。
- 令和 2 年度より残りの小学校 6 校、中学校 2 校も学校運営協議会を設置すべく準備を進めている。

2 これまでの八幡平市教委としての取組

- (1) コミュニティ・スクール導入事業連絡協議会の立ち上げ（平成 29 年 9 月 1 日）
- (2) 八幡平市学校運営協議会規則を定め交付（平成 30 年 3 月 29 日）
- (3) コミュニティ・スクール推進協議会の設置と協議（平成 30 年 4 月 26 日、平成 31 年 2 月 22 日）
- (4) 市内校長会議でのコミュニティ・スクールの進捗状況の確認と協議（毎月）
- (5) コミュニティ・スクールマイスターを招いての研修会の開催（平成 30 年 6 月 22 日、11 月 15 日）
- (6) 各種研究発表大会等での発表、情報提供（教育センター発表、教育振興大会 等）
- (7) 「コミュニティ・スクール Q&A」の作成と配布（平成 31 年 1 月）
- (8) 「コミュニティ・スクールまるわかりガイド」（保護者向け）の作成と配布（平成 31 年 3 月）

3 これまでの取組から見えてきたこと

- (1) 学校運営協議会は、地域の声を学校経営に反映できる、有効な「仕組み」である。その中心は「熟議」である。
- (2) コミュニティ・スクールの導入は、地域との連携の在り方や組織の在り方を見直す好機である。新しい取組を始めるよりもむしろ取組の精選を図る観点を大事にしたい。
- (3) 「教職員の任用に関する意見の申出」については、学校運営協議会規則に「個人を特定した意見でなく・・・」と定めておくことで問題の発生を防ぐことができると考える。
- (4) 学校運営協議会の生かし方や児童生徒の関わり方は、小学校、中学校で違いがある。地域の方々の指導・支援を受けることが多い小学校に対して、中学校では生徒が地域のために何ができるかという視点で取組を検討しようとしている。
- (5) 見出すべきは「特殊解」である。どの学校にも通じる方法を探すというよりは、各学校がその学校や地域の実情に応じて、その校にふさわしい仕組みを構築することが大切である。

4 課題として考えられること

- (1) 中学校区で複数の学校がまとまって学校運営協議会を立ち上げようとする場合、それまでの小中連携の取組の積み重ねが不足していると調整や課題の共有に時間を要する。
- (2) コミュニティ・スクール導入について地域・保護者へ説明する前に、校内の教職員間で導入の意義や手順について学習しておく必要がある。
- (3) 学校運営協議会運営委員への報償費（謝礼）について、検討が必要である。